## 安心をつなげて築く助け合い

# 



# 火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品が共済の対象となります。

- ※1 住宅物件:単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。
- ※1 普通物件: 普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないものをいい、総合火災共済でいう非住宅物件も同様です。
- ※2 工場物件:作業人員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件といいます。



#### 費用共済金の お支払い方法

地震、噴火、またはこれらによる津波を原因と した火災で半焼以上の損害が生じたときは、共 済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに 300万円を限度としてお支払いします

- \*家財は収容建物が半焼以上か、家財が80% 以上の損害のとき
- \*家財以外の動産は、収容建物が半焼以上のとき \*工場物件は2,000

#### 工場物件…500万円 \* 新価共済特約・価額協定共済特約を付帯した場合は指宝共 済金の10%を臨時の費用としてお支払いします。その場合 の限度額は物件種別にかかわらず、100万円が限度です。

住宅物件…100万円

普通物件…500万円

が限度です。

30%を臨時の費用としてお支払いします。

\*1事故につき1敷地内ごとに下記に掲げる額

けに必要な費用を支出した場合にその実費を お支払いします。 \*損害共済金の10%が限度です。



#### ①または③の事故で、他人の所有物に損害を 与えたとき被災世帯の数×20万円をお支払い

します。 \*1事故に つき共済 金額の20 %が限度 です。

①~③の事故による損害の復旧にあたり、当 組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費 用の実費をお支払いいたします。住宅物件お よび普通物件、工場物件の居住部分は対象と なりません。(例:仮店舗の賃借費用)

- \*1事故につき1敷地内ごとに共済金額の 30%または下記の額のいずれか低い額が 限度です。
- 普通物件…1,000万円 工場物件…5,000万円

①~③の事故で、損害の防止、軽減のために支 出した費用をお支払いします。ただし「普通火 災共済 | の普通物件で契約し、全指の場合は対 象となりません。(例:消火薬剤再取得費用) \*共済金の算出は、

①火災②落雷③破裂または 爆発の算出方法と同じです。



共済の対象とはなりません。

総合火災共済、普通火災共済は 時価比例払いです。専用住宅、併 用住宅には新価実損払いの新総 合火災共済をご検討ください。

#### 共済金をお支払いする主な場合 お支払いする共済金 補償内容 普通火災共済(住宅物件) 普通火災共済 火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象が損害を受けたとき 1)火災 総合火災共済の場合 (普通物件、工場物件)の場合 (1)共済金額が共済価額の80%以上のとき (1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき 損害の額=損害共済金 \*共済金額を限度とします。 損害の額=損害共済金 \*共済金額を限度とします。 (3)破裂 (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき (2)共済金額が共済価額より低いとき 共済金額 共済金額 または爆発 =損害共済金 共済価額×80% 共済価額 \*共済金額を限度とします。 \*共済金額を限度とします。 風災 $^{(21)}$ 、雹災または雪災 $^{(22)}$ によって共済の対象が損害 $^{(23)}$ を受け、その損害の額が20万 円以上 $^{(24)}$ となったとき (注1)台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき 損害の額=損害共済金 \*共済金額を限度とします。 (注2)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水ま たは除雪作業による事故を除きます。 (注3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外側 の部分が風災・雹災・雪災の事故 共済金額 (2)共済金額が共済価額より低いとき \*共済金額を限度とします。 =損害共済金 によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。 共済価額 (注4)風災等支払方法拡充特約を付帯することにより、20万円未満の損害の額も補償の対象とすることがで 総合火災共済(住宅物件・非住宅物件)の場合 総合火災共済(住宅物件)の場合 総合火災共済 普通火災共済(工場物件)の場合※水害共済金補償特約を付帯 (非住宅物件)の場合 (5) 水災 ①建物や家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害 ①建物や家財にそれぞれの 共済価額の30%以上の損 = 水害共済金 共済価額 が生じたとき 害が生じたとき \*共済金額を限度とします。 \*共済金額を限度とします。 ②建物が床上浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済 ②建物が床上浸水または 地盤面より45cmを超える 共済金額 × 20% = 水害共済金 共済金額 × 20% = 水害共済金 価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき 浸水を被り、建物や家財 にそれぞれの共済価額の 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額× 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額× 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 15%以上30%未満の損 害が生じたとき ③建物が床上浸水を被り、建物や家財に共済価額の15% ③建物が床上浸水または 地盤面より45cmを超える 共済金額 × 10% = 水害共済金 共済金額 × 10% = 水害共済金 未満の損害が生じたとき 浸水を被り、建物や家財 にそれぞれの共済価額の 1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額× 1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額× ※普通火災(工場物件)に水害共済金 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 15%未満の損害が生じ たとき 補償特約を付帯した場合 ④建物が床上浸水または 地盤面より45cmを超える 共済金額 × 25% = 水害共済金 共済金額 × 25% = 水害共済金 浸水を被り、設備・仟器 等または商品・製品等に損 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額× 1回の事故につき、1敷地内ごとに1.000万円または損害の額× 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 害が生じたとき 共済金額/共済価額のいずれか低い額を限度とします。 総合火災共済 普通火 災共済 総合火災共済 普通火災共済 6 物体の落下・ (住宅物件・非住宅物件)の場合 件)の場合 (住宅物件・非住宅物件)の場合 (工場物件)の場合 (丁場物) 飛来•衝突 (1)共済金額が共済価額の80%以上のとき 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒 航空機の墜落、接触または飛 行中の航空機からの物体の (1) 共済金額が共済価額と同額、またはこれを超えるとき 壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突も によってその共済の対象が 落下、車両の衝突または接触 損害の額=損害共済金 \*共済金額を限度とします。 損害の額=損害共済金 \*共済金額を限度とします。 しくは接触によって共済の対象が損害を受けたとき が20万円以上となったとき 損害を受け、その損害の額 (2) 共済金額が共済価額の80%より低いとき (2)共済金額が共済価額より低いとき に伴う漏水、放水、溢水に 給排水設備に生じた事故、被共済者以外の者が占有する 給排水設備に生じた事故 共済金額 共済金額 (7)水濡れ 戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水によって共済の よって共済の対象が損害 を受けたとき =損害共済金 共済価額×80% 共済価額 対象が損害を受けたとき \*共済会額を限度とします。 \*共済会額を限度とします 騒擾およびこれに類似する集団行動、労働争議に伴う暴 騒擾およびこれに類似する 集団行動、労働争議に伴う 8 騒擾・集団行動などに 力行為、破壊行為により共済の対象が損害を受けたとき 損害の額が20万円以上と 暴力行為、破壊行為により 伴う暴力行為、労働争議 なったとき (1)盗難によって共済の対象である建物、家財、設備・什器等について生じた盗取、損傷、汚 損の損害を受けたとき お支払いする共済金の算出方法は①火災②落雷③破裂または爆発の算出方法と同じです。 (9) 盗難 (1) 貴金属、宝石、書画、骨董等の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本、設計書等を明記して共 合で、建物内の業務用の通貨、預貯金証書の盗難により損害を受けたとき 済の対象に含めた場合は、1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。 (2) 現金の盗難または預貯金証書の盗難の場合にその口座から現金が引き出されたときは、1回の事故につき1敷地内 ごとに以下を限度とし、その損害の額を支払います。 [生活用]現金20万円・預貯金証書200万円または、家財の共済金額のいずれか低い額 [業務用]現金30万円・預貯金証書300万円または、設備・代器等の共済金額のいずれか低い額

#### 用語の定義

共済価額…損害が生じた地および時に おける共済の対象の価額をいいます。 時価額…共済の対象の再調達価額から 使用による消耗および経過年数などに 応じた減価額を控除した額をいいます。 共済金額…万一の事故の際にお支払い

する共済金の限度額をいいます。

敷地内…特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、共済の対象 の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者また は被共済者によって占有されているものをいいます。

また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、 これを連続した土地とみなします。

被共済者…共済の対象の所有者の方で、事故が発生した場合には 共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。 非住宅物件…住宅物件以外のものをいいます。

損害の額…損害が生じた地および時における共済価額を基準に算出します。損害が生じた共済の対象を修理す

ることができる時には、共済価額を限度とし、次の算式によって算出した額を限度とします。

修理によって共済の対象の価額 が増加した場合はその増加額(注)

修理に伴って生じた残存 物がある場合は、その価額

= 損害額

(注)共済の対象の種類や維持・管理状況によって上限を定めています。詳細は、「普通共済約款」をご覧ください。

## 共済契約対象の

建物のみの契約では、家財、什 品等の損害は補償されませ 要になりますのでご注意くだ

建物および建 (雷気、诵信、給 家庭田に使用し (電化製品、衣 業務用に使用し 什器·備品

商品·製品

物に付加した設備 排水、冷暖房、エレベーター等) ている生活用品 類、パソコン、タンス等 ている業務用品

器·備品、機械·設備、商品·製

ん。建物とは別にご契約が必

(電化製品、通 工場内で稼働す (一般機械、冷 商品、製品、半

(仕入原価が基

信機器、事務用品、作業用品等) る機械、屋外設備 凍装置、屋外キュービクル等) 製品、原材料等

準になります)

#### 共済金額設定のおすすめ

●共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償となりますよう、時価額いっぱいのご契約をおすすめいたします。 ●時価額を超えてご契約された場合、時価額がお支払いする共済金の上限となりますのでご注意ください。

●他の共済契約(保険契約を含みます)がある場合には必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の共済契 約(保険契約を含みます)とあわせて時価額に過不足なくご契約金額をお決めください。

※他の共済契約とは、この共済契約における共済の対象と同一の敷地内に所在する被共済者所有の建物、家財、代器・ 備品・設備、商品・製品について締結された損害を補償する他の共済契約または保険契約をいいます。

#### 共済金額不足の場合の普通火災共済(普通物件、工場物件)のお支払い例

【半損(損害額1.000万円)の場合】 共済金は、1,000万円までしか支払われず、 共済金は500万円しか支払われません。 復旧に充分な共済金は支払われません。

※その他の、費用共済金はお支払いの対象となります。 お支払する共済金

損害の額 1,000万円×

共済金額 1,000万円 = 500万円 共済価額 2.000万円

共済金額が ,000万円不足 共済金額 1,000万円

共済価額(時価額)

# 類焼見舞金補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

●住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。 ●見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます。)ごとに300万円を限度にお支払いします。

建物の構造や共済金額に関係なく

**-律年間掛金 1.500**円

#### ●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

#### ●お支払いする見舞金

損害の程度 類焼先が全損の場合 (時価の80%以上の損害)

(時価の20%以上80%未満の損害)

(時価の20%未満の損害)

類焼先が半損の場合 類焼先が一部損の場合

#### お支払額

300万円または時価損害額の いずれか低い額

150万円または時価損害額の いずれか低い額

50万円または時価損害額の いずれか低い額

#### ●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を 除きます。)を受けた方の建物または建物に収容される動産

#### 次のものは除かれます(主なもの)

- 1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
- 2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同 居の親族の所有する建物・動産
- 3. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- 4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、 1個または1組の価額が30万円を超えるもの

賠償責任補償特約

- 6. 建築中または取り壊し中の建物
- 7. 建売業者等が所有する売却用の建物
- 8. 国、地方公共団体等の所有する建物
- 9. 動物、植物

#### ●総支払限度額

## 1事故につき3.000万円

- ●共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を 控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- ●共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を 適用します。

#### ●見舞金をお支払いできない主な場合

- 1. 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所 有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代 理人の故意による損害
- 2. 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人 の故意または重大な過失または法令違反による損害
- 3. 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部 を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定 代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損 害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動による損害
- 5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射 性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 7. 共済掛金領収前に生じた事故による損害

#### 主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

※工場物件には付帯できません。

## ●共済金をお支払いする主な場合

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の 事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸 主に対して法律上の損害賠償責任を補償する 特約です。

#### ( ●共済金をお支払いできない主な場合

- 1. 被共済者の心神喪失または指図
- 2. 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 3. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借用戸室が有する機 能の喪失または低下を伴わない損害
- 4. 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害 ①被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任 ②被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

# 価額協定共済特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

#### ※工場物件には付帯できません。

損害の額を再調達価額基準で補償します。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される家財が対象です。)共済の対象が全損に なった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いいたします。(ただし1事故につき1敷地内200万円が限度)

#### ●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする主な場合」 と同様となります。

#### ●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な 場合」と同様となります。

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

罹災後、再調達価額(新価額)を基準に共済金をお支払いします。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される代器・備品等が対象です。)

#### ●共済金をお支払いする主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いする主な場合」 と同様となります。

#### ●共済金をお支払いできない主な場合

この特約がセットされた共済契約の「共済金をお支払いできない主な 場合しと同様となります。

# 地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・損壊・埋 没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払います。

- ●住宅に限らず、店舗・事務所・丁場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。 ※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- 動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- ●共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

#### ●地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)に応じて、地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

損害の程度	認定の基準		お支払いする地震共済金	
摂合い任反	建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	の文仏いりる地展共済並	
全 壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額×100%(時価が限度)	
大規模半壊	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額×60%(時価の60%が限度)	
半壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)	
半壊に至らない指害(一部指令お)は地震共済金をお支払いできません。				

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。 り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

#### ●地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。 ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。 ※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

#### ●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共 済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年の ご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。 ※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

#### ●地震共済金をお支払いできない主な場合

- ●損害の程度が半壊に至らない場合
- ●門・塀・垣のみに生じた損害

#### ●その他

- ●この特約の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を超 える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
- ●お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員 組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減して お支払いします。
- ●地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震 共済金をお支払いします。

# 地震見舞金補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震や噴火またはこれらによる津波によって建物内収容動産に損害が生じた場合に地震見舞金 をお支払いします。

●専用住宅および併用住宅に収容される生活用動産である「家財」が共済の対象となります。

●共済の対象が全損、半損または一部損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払い します。

### この特約の共済金額100万円あたりの 共済期間1年の掛金

也震共済金額1.000万円あたりの

非住家物件

建物内に住宅部分がない物件

共済期間1年の掛金

住家物件

建物内に住宅部分 がある物件

(注1) イ構造 耐火建築物、準耐火建築物

(注2)口構造 イ構造以外の建物

掛金例については、建物所在地の 組合へお問い合わせください。

イ構造(注1)

口構造(注2)

#### 収容動産 掛金例については、 建物所在地の 組合へお問い合わ せください。 イ構造(耐火建築物、準耐火建築物等 口構造(イ構造以外の建物

#### ⊂●地震見舞金のお支払いについて

#### 特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
共済価額の80%以上	共済価額の 30%以上80%未満	共済価額の 10%以上30%未満
100万円	50万円	5万円
(特約共済金額の100%)	(特約共済金額の50%)	(特約共済金額の5%)

契約限度額… 地震見舞金特約における共済の対象は、主契約の建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の 10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

#### ●地震保険料控除について

この特約には地震保険料控除は適用されません。

#### ●その他

お支払いする地震見舞金補償特約の地震見舞金総 額(1回の地震等につき会員組合全体で50億円以内) を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減してお 支払いします。

#### 地震危険補償特約・地震見舞金補償特約に関する注意事項

#### 【地震共済金・見舞金をお支払いできない場合】

- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ・損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

#### ・地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた事故 【その他】

- ・地震に関する特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
- ・72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

#### ○ 万一事故が発生した場合は

●万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合に ご連絡ください。

#### → 共済期間および補償の開始・終了時期

- この共済の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、 1年を超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。※選択した特約により、設定できる共済期間に制限があります。
- 補償の開始は始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。
  - ※共済契約申込書に開始時刻が異なる時刻が記載されている場合 にはその時刻になります。

#### □座振替制度のご利用について

─火災共済では共済掛金の□座振替制度を設けております。詳しくは 取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

#### 割引について

- 建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。
- ●長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済 掛金が割安になります。
- ●長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定□座を提携金融機関 に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。
- ●共済金額が1億円以上で「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良 認定・認証」を受けている場合、事業継続力強化割引が適用されます。

#### ○ 共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

- ●共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
- 動産は収容する建物の構造、用法、職作業等により共済掛金を算出するため、動産を収容する建物をご確認ください。

#### ◇ 次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に記載してください。

- ●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量 125cc以下のもの)を除きます。)(総合火災共済を除きます。)
- ●通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類する物
- ●1個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨 董、彫刻物その他の美術品
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物

#### ○ 共済金をお支払いできない主な場合

- ●共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、 重大な過失、法令違反
- 火災等の事故によらない共済の対象に対する加熱作業または乾燥作業
- ●共済契約者または被共済者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- ●被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 火災等の事故の際における共済の対象の紛失または盗難
- 共済の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難

- ●戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動
- ●地震、噴火またはこれらによる津波
- ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ●下記の1.~3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P1.2①から⑨の事故が生じた場合は1.から3.のいずれかに該当する損害にかぎります。)
  - 1.共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
  - 2.共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
  - 3.ねずみ食い、虫食い等
- 共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

#### ■ 重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
- ②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
- ③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。 上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

#### ◯ ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
- ●共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項 (以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通 知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解 除させていただくことがあります。また、この場合は既に発生してい る事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共 済では申込書等に☆印が付された項目が通知事項となります。
- \*このパンフレットは「総合火災共済」「普通火災共済」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。 \*ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
- \*当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱代理所